

長野市監査委員告示第16号

地方自治法第199条第12項及び第252条の38第6項の規定に基づき、長野市長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表します。

平成25年12月27日

長野市監査委員	鈴木栄一
同	轟光昌
同	小林義直
同	小林治晴

過去の監査結果に対する措置の通知書

平成20年度 包括外部監査 分

指摘事項		当初措置状況 (21年度)	平成22年度の措置状況	平成23年度の措置状況	平成24年度の措置状況	担当課
監査対象 株式会社エムウェーブ 9 床材について (報告書40ページ)	現在地下駐車場に保管されかなりのスペースを占めている。計画性をもって備品を購入すべきであったし、取得価額が明確でないというのも一般的には考えられない。売却又は有効利用できるものであれば有効利用を考えるべきである。	市有施設での活用を検討したが利用が見込めないため、納入元に対して床材の活用方法の検討及び有償での引取りを求めるとともに、売却についても検討する。	市有施設での活用及び売却について検討を継続する。	(株)エムウェーブにおいて床材の活用方法を検討し、他施設への貸出等を試験的に行い、結果を踏まえて今後の運用を協議する。	納入元から他施設への貸出についての打診があったが、エムウェーブからの搬出、現地への搬入及び組立のコストがかかる等の理由により実現に至っていない。引き続き活用方法及び売却についての検討を継続する。	観光振興課
監査対象 株式会社エムウェーブ 11 長期滞留棚卸資産について (報告書43ページ)	過去の推移から判断すると毎年商品在庫は約1百万円ずつしか減少していない。単純に計算して、長野オリンピック関連の商品がなくなるには、今後10年以上かかることになる。長野オリンピック関連の商品の今後のニーズは不明だが、財務の健全性より売却可能性を判断し評価損または処分を検討すべきである。	(株)エムウェーブでは、長期滞留棚卸資産の処分を鋭意進めているところである。	棚卸資産は長野オリンピック関連商品やJOCライセンス商品などであり、来館者に販売を行い、暫時減少している。オリンピックメモリアル施設として販売による処分を継続する。	エムウェーブの長野オリンピック記念展示コーナーと売店への来館者は一定数あり、オリンピックメモリアル施設としての役割を果たしている。(株)エムウェーブでは販売方法の工夫を行い、活用に努めている。	エムウェーブで開催されるイベントや大会の際に長野オリンピック記念展示コーナー及び売店に立ち寄り、土産物・記念品として購入する客が一定数いることから、暫時減少している。ライセンス契約が必要なためここでしか手に入らない商品が多いことから、引き続き販売方法を工夫しながら販売による処分を継続する。	観光振興課
監査対象 社団法人長野市開発公社 5 補助金について (報告書55ページ)	市が給付する補助金は、事業の公益性を精査することにより補助の必要性を検討し必要最小限とすべきである。 近年、公社には霊園事業を除き外郭団体としての開発事業は少なく、市の設置施設の指定管理業務を主たる業務としており、公社の経営のかかなりの部分が市の公の施設管理に依存している。指定管理事業では概ね損益が均衡している。このうち利用料金制で運営している松代荘は黒字で、自主事業のうち、市との関係が深い、市有地の臨時駐車場の管理業務も霊園業務と事務局業務を兼務するなど職員の効率的な配置等により黒字である。 公社の財政状態は良好であり、市の厳しい財政状態を鑑みると、市が公社に対して運営補助金の支給を継続する積極的な理由に乏しい。 長野市では、平成19年度から「外郭団体見直し指針」に沿って運営等の改革について公社と協議しており、運営補助金については、平成20年4月に「他の事業者との同一競争条件を確保するため早期に見直しが必要であるため、公社の中期経営計画に鑑み、計画期間である平成24年までのできるだけ早期に廃止するように指導する」との方向性を決め、公開している。また、これに基づき、平成20年度より、派遣職員を1名に減員し、運営補助金の減額を行っている。 運営補助金の廃止時期について「平成24年までのできるだけ早期」の時期を具体的に明確にし、早期に廃止すべきである。	「平成24年度までのできるだけ早い時期に廃止する」という方針に沿って、開発公社の中期経営計画、法人移行や施設運営の方向性等も考慮しつつ、できるだけ早期に具体的な時期を決定していく。	「平成24年度までのできるだけ早い時期に廃止する」という方針に沿って、開発公社の中期経営計画、法人移行や施設運営の方向性等も考慮しつつ、できるだけ早期に具体的な時期を決定していく。	「平成24年度までのできるだけ早い時期に廃止する」という方針に沿って、開発公社の中期経営計画、法人移行や施設運営の方向性等も考慮しつつ、方針に沿って取組を行う。	H24年度をもって運営補助金を廃止した。	企画課
監査対象 社団法人長野市農業公社 2 監査の結果等 (4) 公社の契約事務の執行(報告書96ページ) ①公益法人会計システム	ア 契約規程違反 この契約は、はじめから相手先を特定した随意契約であった。公社契約規程第29条では、一定の金額以下の場合及び地方自治法施行令167条の2第1項2号から9号のいずれかに該当しない場合には、随意契約とすることができない。 本契約は、金額が一定額を超えるため、前述の地方自治法施行令各号のいずれかに該当しない場合には、随意契約とすることができない。 公社が作成した平成19年11月20日の伺い書によれば、相手先特定の理由は、「市内で唯一公益法人会計システムの開発を行なっている」としているが、次の理由で、伺書に記載された理由が随意契約を認める理由とはならないと考えられる。 ・市内の業者に特定する理由が無い。 ・公益法人会計についてはパッケージもあり、わざわざ開発を行う業者に限定する必要がない。 農業公社は、今後の契約事務の執行にあたっては、上記のようなことがないよう十分留意する必要がある。	公益法人会計システムについては、保守管理・緊急時対応等リスク管理やシステムの内容等から、市内の業者と随意契約している。なお、指摘の業者の特定及びパッケージの使用については、次回の更新時に検討する。	継続使用中であり、次回更新時である平成25年度に、公社の契約規程に基づき改善を図る。	継続使用中であり、次回更新時である平成25年度に、公社の契約規程に基づき改善を図る。	継続使用中であり、次回更新時である平成25年度に、公社の契約規程に基づき改善を図る。	農業政策課
監査対象 社団法人長野市農業公社 2 監査の結果等 (4) 公社の契約事務の執行(報告書96ページ) ①公益法人会計システム	イ 価格の妥当性 公社契約規程第30条によれば、予定価格調書の作成が必要であり、また第31条によれば2社以上の見積書を徴すべきであった。第31条には、1者から見積書を徴することが出来る場合が列挙されている。このうち、「(2)契約の目的または性質により契約の相手方が特定されるとき」に該当するか否かについては、アで述べた理由により該当しない。 公社は、価格の妥当性を検討しないまま本契約を締結したことになる。 今後、公益法人会計については、平成20年12月1日以降開始する事業年度から会計基準が変更されるため、開発による場合には、さらに追加費用が発生する可能性がある。 今後、現時の契約を継続するか、あるいはパッケージソフトを利用することに変更するか、公社として検討する必要がある。 なお、公益法人会計の市販のパッケージソフトは、機能にもよるが数十万円から存在する。	次回の更新時に予定価格調書、見積書の徴取など、市の契約規程に基づき改善する。 また、パッケージソフトの使用についても検討する。	継続使用中であり、会計基準の変更に伴い平成23年度にシステムの一部変更を行う予定である。 次回更新時である平成25年度に、パッケージソフトの導入について検討する。	継続使用中であり、会計基準の変更に伴い平成23年度当初にシステムの一部変更を行った。 次回更新時である平成25年度に、パッケージソフトの導入について検討する。	継続使用中であり、会計基準の変更に伴い平成23年度当初にシステムの一部変更を行った。 次回更新時である平成25年度に、パッケージソフトの導入について検討する。	農業政策課